

事務局説明資料

2025年12月

資源エネルギー庁

燃料流通政策室

目次

第1章 足元の政策動向

第2章 SS過疎地の重点化と支援の強化について

第3章 官公需の取組に関する方向性について

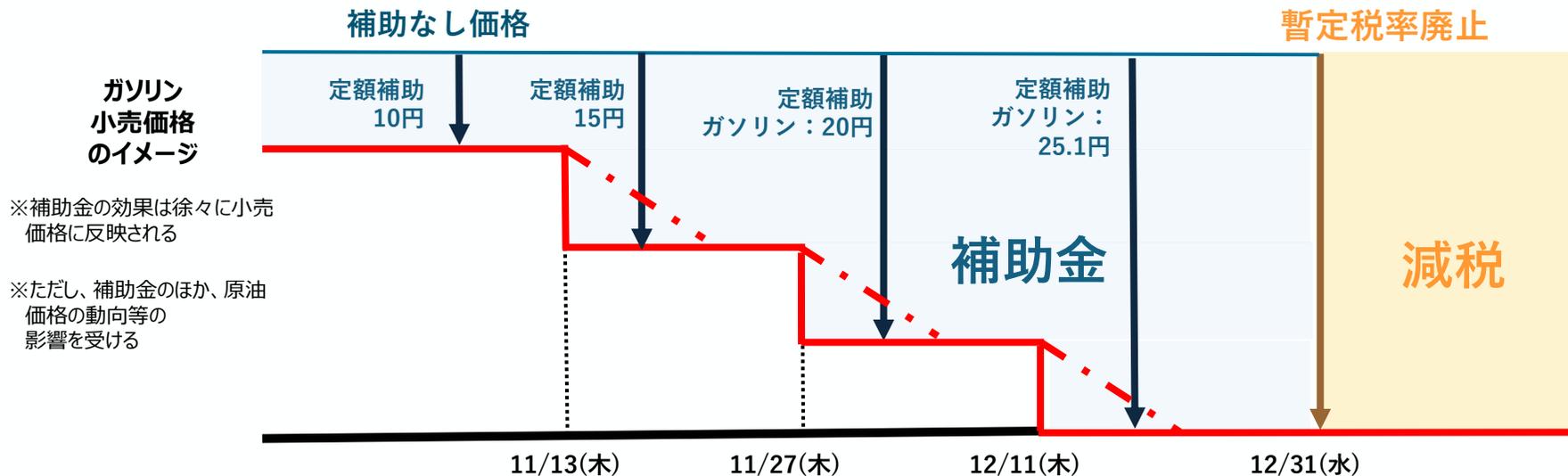
ガソリン・軽油の暫定税率廃止に向けた補助金の段階的拡充について

- 急激な価格変動による流通の混乱を抑えるため、ガソリン・軽油に対する補助金（定額引下げ措置）を当分の間税率（いわゆる暫定税率）と同水準まで段階的に拡充する。
- 1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら、以下のとおり支給単価を拡大する。
- そのうえで、ガソリンの暫定税率は、本年12月31日に廃止するとともに、軽油の暫定税率は、令和8年4月1日に廃止するとされた。

<補助金拡充のスケジュール>

	現行	11月13日	11月27日	12月11日
ガソリン	10円/L	15円/L	20円/L	25.1円/L
軽油	10円/L	15円/L	17.1円/L	17.1円/L

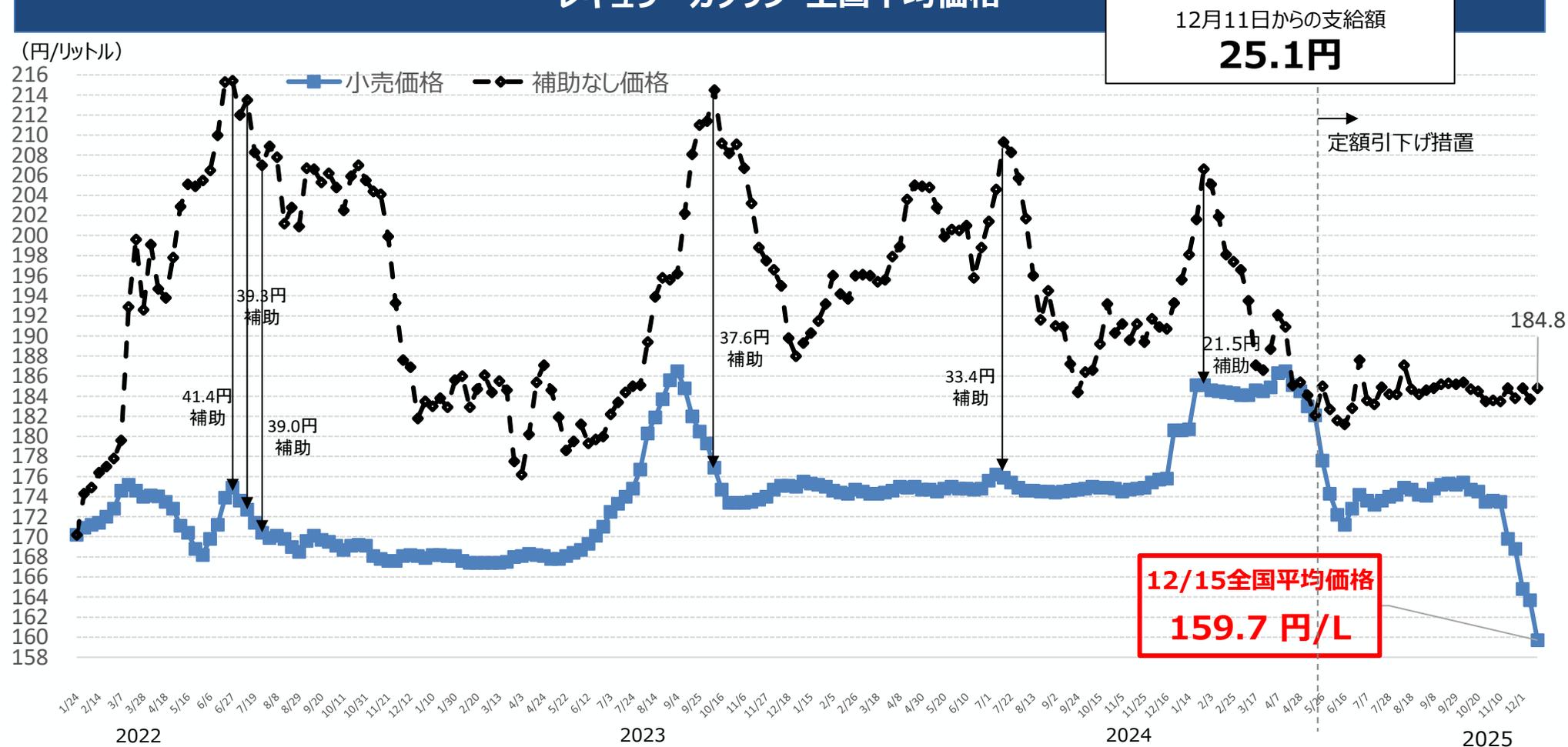
※その他の油種については、従前どおり（重油・灯油：5円/L、航空機燃料：4円/L）



ガソリン全国平均価格の推移

- 2025年12月15日のガソリン全国平均価格は、159.7円（前週比-4.0円）となった。
- 燃料油価格定額引下げ措置のガソリンの支給額は、12月11日から25.1円に拡充。

レギュラーガソリン・全国平均価格



円滑な流通を確保するための資源エネルギー庁の取組

(1) 消費者（ユーザー）に対する周知・広報

- 消費者の買い控えを防ぐため、補助金の段階的な拡充等について、SS現場、政府広報、事業者のSNS等を通じて、消費者向けに周知・広報
- 買い控えや災害時の混乱（パニックバイ）を抑制するため、もしもの災害に備え、こまめに給油する「満タン運動」への協力を呼びかけ

(2) 安定的な供給を確保するための対応

- 燃料の在庫不足のリスクを低減させるため、エネ庁から元売各社やSSに対し、配送能力の増強や、SS在庫の平準化に関する協力依頼文を发出

エネ庁から、石油元売各社（石油連盟）、石油販売事業者（全国石油商業組合連合会）への依頼文書

- 石油元売各社においては、冬場の需要期で配送体制がタイトとなる中、中小・小規模SS事業者に配慮しつつ、需要の変動等に柔軟に対応できるよう、配送計画を見直すなど安定供給に向けた最大限の努力を行うこと。
- SS事業者においては、在庫状況を適切に把握し、配送体制を過度に逼迫させることがないよう、在庫の平準化に努め、安定供給に向けた最大限の努力を行うこと。

(3) 中小・小規模事業者への経営への影響に対する配慮

- 在庫回転が短い大規模事業者による販売が、周辺の中小・小規模事業者へ影響を与えないよう、適正価格での販売を呼びかけるため、公取委・エネ庁の連名で事業者への協力依頼文を发出

公取委・エネ庁から、全国石油商業組合連合会、燃料油価格激変緩和補助金対象事業者への依頼文書

- 各SS事業者は、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を行うこと。
- 公取委「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」を踏まえて取り組むこと。

消費者向け周知・広報の具体的な取組

1. 経済産業省での取組

- ① **経産省X** : 補助金拡充の概要説明・満タン運動への協力をお願い
- ② **ポスター** : SS店頭での掲載用に、エネ庁・全石連HPにデータを掲載
- ③ **エネ庁Webサイト「エネこれ」** : 補助金拡充の解説記事を掲載
- ④ **経産省Youtube** : Youtube広告動画で補助金拡充の概要説明
- ⑤ **業界からの周知** : 主要紙への広告（石連）、SSへのポスター送付（全石連）
- ⑥ **メディア露出** : 記者ブリーフィング等を通じたメディア露出

2. 官邸・政府広報

- ① **官邸X** : 経産省Xにて発信された内容をリポスト
- ② **官邸・内閣府HP** : 物価高対策ページ内で補助金拡充の概要説明
- ③ **バナー広告** : Yahoo!等のニュースサイトへのバナー広告
- ④ **新聞広告** : 15段広告（準備中）
- ⑤ **SNS広告** : X、LINE、Instagram等への広告
- ⑥ **スポットCM** : ラジオスポットCM

【参考】「満タン&灯油プラス1缶運動」の推進（自衛的備蓄）

- 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、さらに2024年1月の能登半島地震などでは、発災直後のSSにおいてガソリンや灯油等を買求めるパニック・バイが度々発生し、渋滞の発生等により緊急車両の通行等にも支障が生じている。
- こうしたパニック・バイを防ぐ観点から、災害時に備えた自衛的備蓄（日頃からの石油製品備蓄）が非常に有効であることから、経済産業省と全石連（全国石油商業組合連合会）・石油組合は、2017年度から、「満タン&灯油プラス1缶運動」を全国展開し、消費者や需要家等向けの啓蒙活動を実施。

災害に備えて

車の燃料は満タンですか？

満タン&灯油プラス1缶運動

ひとかん

車の燃料メーターが半分程度になったら満タンに。灯油はシーズン中に1缶多めに保管。

車は災害時に役立ちます

災害時、車はプライバシーの確保された一時避難場所となります。さらに、車の燃料が満タンであれば、冷暖房が効いた快適な空間で、車内ラジオからの情報収集やスマホの充電ができるというメリットがあります。

「満タン&灯油プラス1缶運動」広報キャラクター 満タン

詳しくはこちら <https://mantan-undo.jp/>

全石連 全国石油商業組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17-14 石油会館
TEL: 03-3243-5811 (内線) FAX: 03-3280-9245

満タン&灯油プラス1缶運動とは？

「満タン&灯油プラス1缶運動」は、大規模災害発生直後にガソリンや灯油が入手困難になることを避けるため、日頃から車の燃料を満タンにしておくことや、灯油を1缶多めに保管しておくことを推奨する運動です。暖房用の灯油は1缶多めに保管することを心がけることで、災害時に備える活動になります。本運動は、2016年に発生した熊本地震の翌年2017年から始まりました。

検証結果

実際にガソリン車を満タンにして実験したところ、55リットルの車であれば、約2日間車内で過ごせるという結果になりました。また、灯油が1缶あれば約3日間暖かどれることも実験結果から分かったので、冬場の非常用燃料として是非備えていただきたいです。

<p>使用車種: トヨタアリオ(ガソリン車) 充電対象: IPhone12(ケーブル使用) 測定場所: 岡山県岡山市(屋外) 測定時期: 7月中旬(日中の直射日光)</p>	<p>使用機種: 好適型石油ストーブ(最大出力) 測定場所: 岡山県倉敷市(室内) 測定時期: 7月中旬</p>
--	--

※灯油はポリタンクに入れ、火気のない場所でしっかりと密閉して保管しましょう。夏シーズンに持ち越した灯油を使うと、機器の故障の原因となることがありますので、シーズン中に使い切ることをおすすめします。

全石連発! ガソリンスタンドアイドルユニット「ふるちゃーじ」結成!

オリジナル発売ソングPV公開中!

毎週当選! Xクイズキャンペーン実施!

詳しくはこちら

【参考】【満タン運動2025】
ふるちゃーじ

https://youtu.be/z2uUTmT-370?si=Q7WWdGYP_eLI6CRr
【出典】全国石油商業組合連合会
「満タン&灯油プラス1缶運動」

「強い経済」を実現する総合経済対策の経済効果

物価高に直面する家計の直接的な負担軽減額(今後1年程度)

重点支援地方交付金 (2.0兆円)

<家計支援枠>

(例:LPガス使用世帯支援、水道料金の減免、等)

(1世帯あたり) **10,000円**程度

<食料品の物価高騰に対する特別加算>

(例:プレミアム商品券、お米券、等)

(1人あたり) **+3,000円**程度

電気・ガス料金負担軽減支援事業 (0.5兆円)

(2026年1~3月)

(1世帯あたり) **7,300円**程度

電気料金 1kWhあたりの支援額 1・2月▲4.5円、3月▲1.5円
ガス料金 1㎡あたりの支援額 1・2月▲18円、3月▲6円

ガソリン税の当分の間税率の廃止 (1.0兆円) (2025年11月13日から段階的に価格引き下げ)

{税率▲25.1円/L}

(1世帯あたり) **12,000円**程度

物価高対応子育て応援手当 (0.4兆円)

(子ども1人あたり) **20,000円**

所得税年収の壁見直し (1.2兆円)

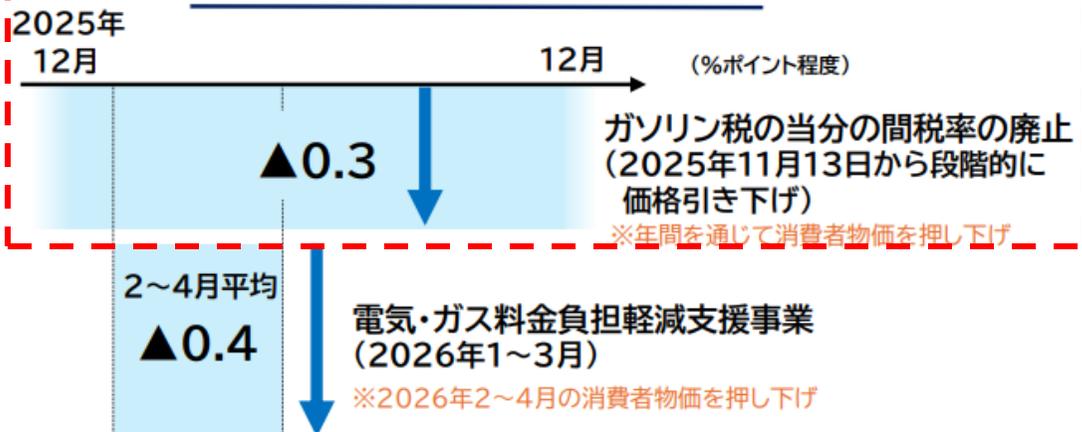
(2025年12月の年末調整~)

(納税者1人あたり) **2~4万円**程度

(参考)・総世帯数:6,129万世帯(2025年1月時点) ・総人口1億2,321万人(2025年10月時点)
・2人以上世帯の電力購入数量1月529kWh、2月527kWh、3月452kWh(家計調査22年1月~25年7月平均)
・家庭用の都市ガス使用量1月48㎡、2月42㎡、3月41㎡(ガス取引報22年1月~25年7月平均)
・2人以上世帯の年間ガソリン購入量431.1L(家計調査22年~24年平均)
・18歳以下の人口1,817万人(2024年10月時点) ・納税者数3,753万人(2024年分)

マクロ経済全体に対する効果

消費者物価押し下げ効果



実質GDP押し上げ効果

実質GDP換算額

+24兆円程度

年成長率換算

(今後3年程度で上記効果が発現すると仮定した場合の単純平均)

+1.4%程度

(注1)家計の直接的な負担軽減額は、総務省「家計調査」、経済産業省「ガス取引報」等に基づき試算。電気料金の負担軽減及びガソリン税の当分の間税率の廃止は、2人以上世帯について試算。負担軽減効果は地域等によって差が生じる。
(注2)消費者物価押し下げ効果は、消費者物価(総合)対前年同月比に対する直接的な効果。ガソリン税の当分の間税率の廃止は、引き下げ幅が最大となる時点からの効果を図示。
(注3)実質GDP押し上げ効果のうち減税については、平年度(1年分)の効果を試算。

目次

第1章 足元の政策動向

第2章 **SS過疎地の重点化と支援の強化について**

第3章 官公需の取組に関する方向性について

新たな地域燃料流通に関する研究会（第1回）の議論①

（1）SS過疎地の定義のあり方

- これまで一定の基準を元に「SS過疎地」を一律に定めてきたが、実態としては一定程度の需要がありSS間の競争が見られる地域から、地域需要だけでSSを支えることが限界に近づいている地域（“SS消滅危機エリア=レッドゾーン”）まで様々であり、「SS過疎地」の中でも、重点的に取り組むべきエリアを設けるべきではないか。
- 仮に、住民のライフラインとして維持すべきSSを“SS消滅危機エリア”を定めるとしたら、どのような基準を設けるべきか。その場合に維持すべきSSは、どのような規模感か。
例）最寄りのSSまでの距離が15km以上離れている地域の居住人口が××人以上
- 維持すべきSSの基準を設定するにあたって、自治体は、人口以外の地域特性として何を考慮すべきか。
例）住民の需要（冬期の灯油需要を含む）、通過交通需要、地場産業の需要（農林水産業・観光業など）、道路状況、災害時の燃料供給義務

（重点的に支援するSSの検討）

- 重点的に支援を強化するものを抽出するスタンスのほうが、抵抗なく、実効性高くなるのではないか。
- 現在のSS過疎地の2条件の両方の基準に当てはまるところは、かなり深刻度が高いため、特にクローズアップしてもよいのではないか。
- 例えば、地域によっては、コンパクトシティ化を目指すのであれば、一部は切り離すという方向性もあるはずで、満遍なくSSを残していくものではない。

（人口以外の指標）

- 当社は、需要がないと、拠点は残せないため、維持するSSは販売量と粗利で考えている。
- 人口だけではなく、特別な対応が必要になる後背地の状況も重要な要素になる。
- 維持すべきSSの基準について、生活に必要なものとして、ガソリン・軽油の他、プロパンガスや灯油などもあり、総合的に扱うと、配送の人手がかかることになるため、販売数量だけでは言えない部分もある。
- 過疎地の定義について、行政単位にとらわれず、競争法的にみると、ユーザーの買い回る行動範囲も見るべき。

（将来像の検討との連携）

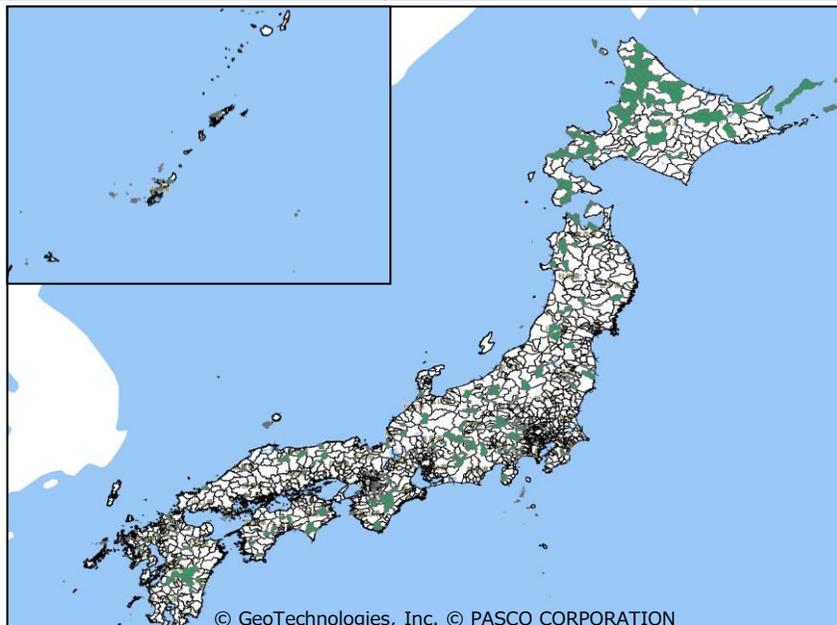
- EVの普及や、人口減少による自動車離れが進む中での、居住地域の年齢層などを踏まえた、10年後の姿をしっかりと押さえて考える必要がある。

「SS過疎地」の定義

- 自動車の低燃費化、人口減少等に伴う燃料需要減少、後継者不足等により、地域のSSが減少傾向となった状況を踏まえ、2007年より、石油流通業界は、**SSが3か所以下の市町村内を**、さらにSSが減少すると地域住民への石油製品供給が問題となりえる「**SS過疎地**」と定義。
- 経済産業省は、さらに、住民生活の利便性の視点から、居住地から一定距離圏内にSSが存在しない地域を把握し、**立地情報を用いた道路距離に応じたSS過疎**（※）も「SS過疎地」に追加して、SS過疎地対策を進めている。 ※居住地から最寄りSSまでの道路距離が15km以上のエリア

SSの数が3つ以下の市町村 (381市町村)

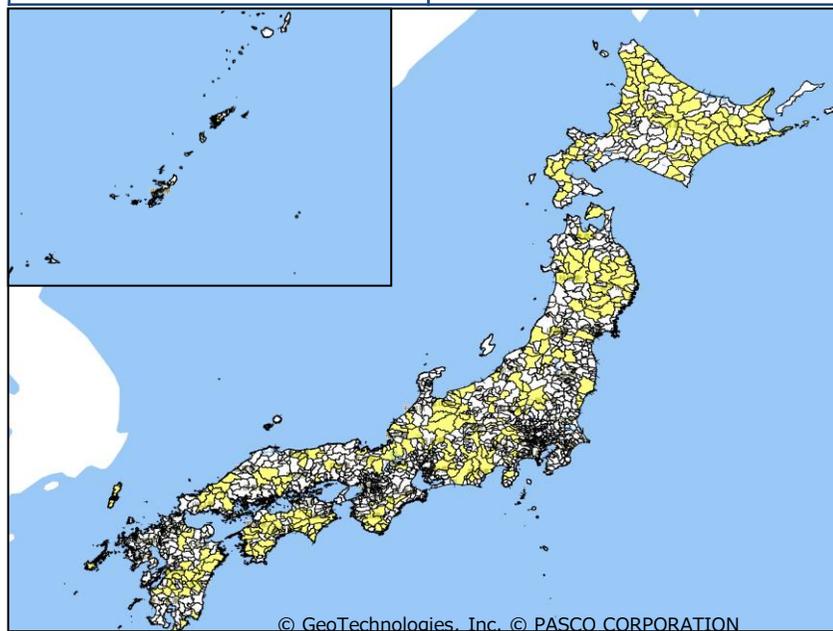
0 SS	11町村
1 SS	97町村
2 SS	129市町村
3 SS	144市町村
4 SS以上	—



合計
615市町村
(重複57市町村)

道路距離に応じたSS過疎の市町村 (291市町村)

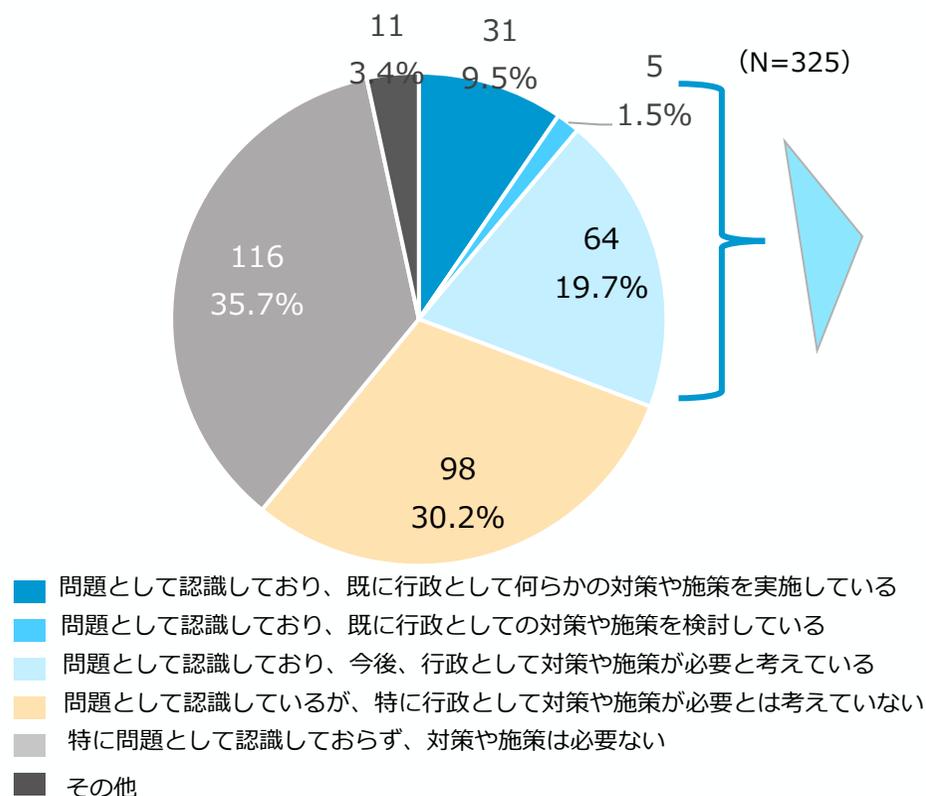
0 SS	57町村
1 SS	
2 SS	
3 SS	234市町村
4 SS以上	



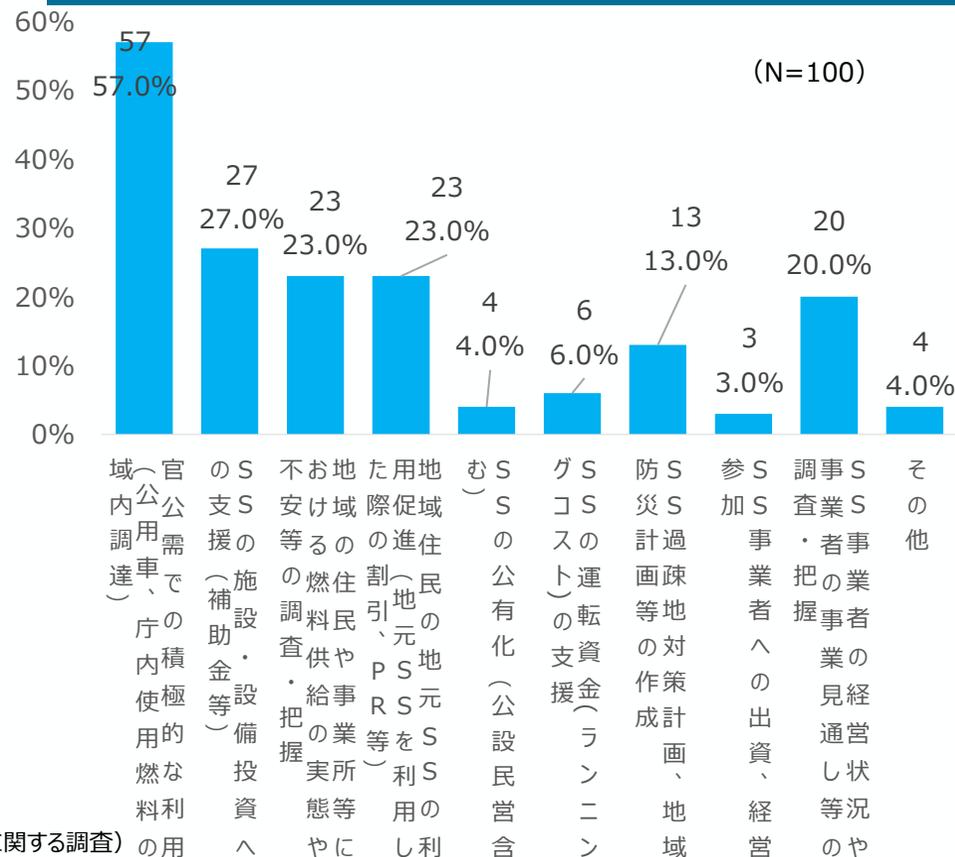
維持すべきSSの重点化と自治体への働きかけの強化

- 地域の燃料供給体制維持の観点で、SSネットワークの維持を問題として認識している自治体はSS過疎地の6割を占める一方で、実際に行政としての対策や施策を実施しているのは1割に過ぎない。
- こうした状況も踏まえ、国が、SS過疎の深刻度を示す指標などの外形要件から、国として必要なSSネットワークを想定しながら、重点的に維持すべきSSの候補を特定した上で、国から自治体に対して、その関与・支援に向けた働きかけを強化してはどうか。

SS維持に取り組んでいる自治体の割合



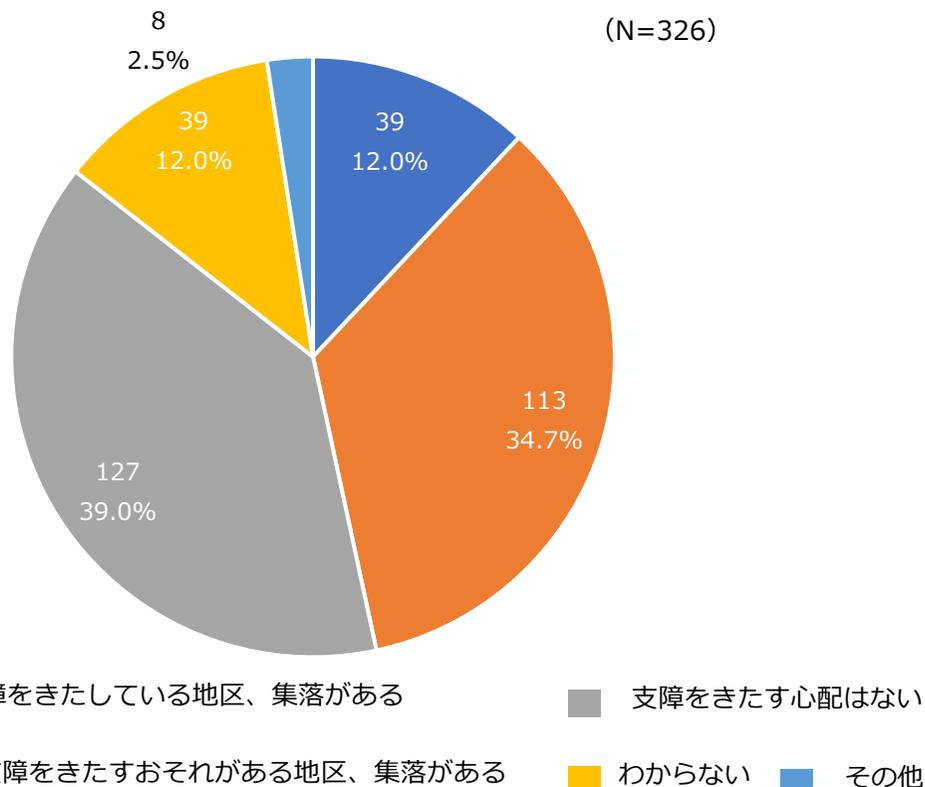
自治体が実施・検討中のSS維持のための方策



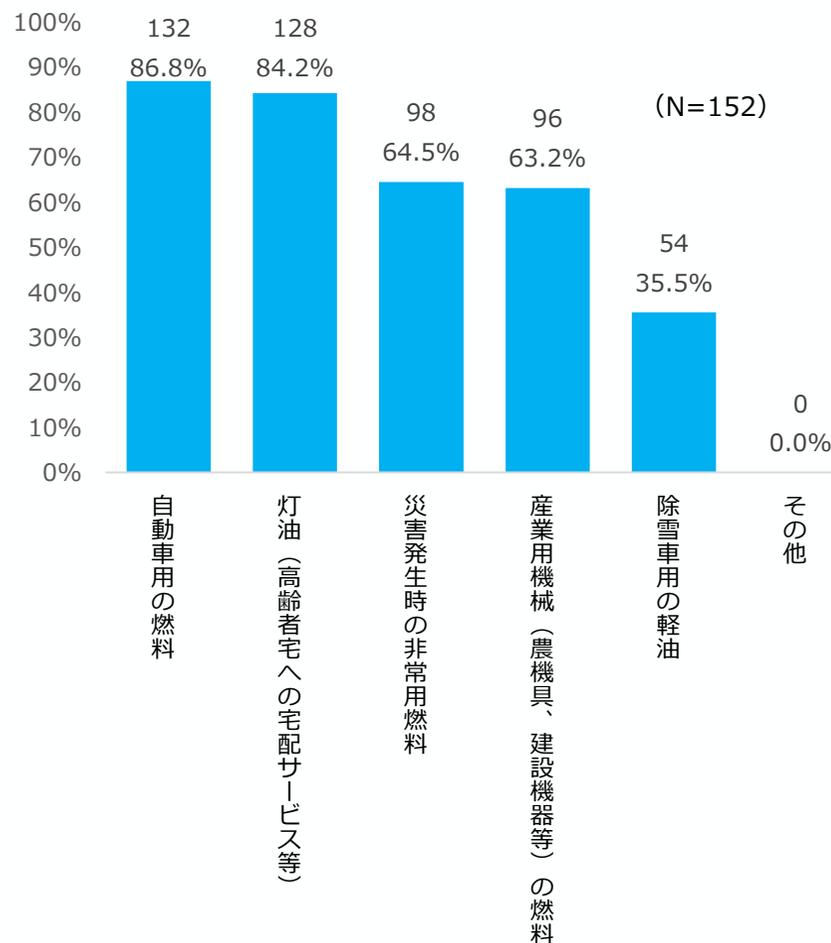
SSの重点化と地域特性

- 将来含めて、住民生活や産業に支障をきたすおそれがある地区、集落があると回答したSS過疎自治体について、**支障をきたしている燃料は、自動車用の燃料が一番高く、次いで、灯油、災害発生時の非常用燃料、産業用機械の燃料**となっている。
- 支援を重点化しうるSSの特定に当たっては、自治体ごとに、**生活や産業への影響度を測る指標についても考慮**してはどうか。

支障をきたしている割合



地域内で支障をきたしている燃料



【再掲】 平時のSSネットワークの役割

- 石油製品の供給を担うSSは、車両への給油や住宅・公共施設等への灯油等の配送を通じて、国民生活を支えるとともに、農機・建設・物流向け車両への給油や、ボイラーの熱源や工場の動力源としての重油・軽油の供給を通じ、経済・産業活動を支える重要な社会インフラとして機能。
- カーボンニュートラルへの移行を目指す中においても、国民生活や経済活動に対する現状のSSネットワークの平時の機能を踏まえれば、一定程度の燃料供給体制を維持していくことは極めて重要。

油種	役割
ガソリン	<ul style="list-style-type: none">● 自家用車、バイク等の住民に対する給油● 軽トラック、農機具等の産業に対する給油● 警察車両等の公用車に対する給油
軽油	<ul style="list-style-type: none">● 建設機械、農業機械、物流トラック等の産業に対する給油・配送● 路線バス等の交通インフラに対する給油● 消防車等の公用車に対する給油● ボイラーなどへの軽油の配送
灯油	<ul style="list-style-type: none">● 住宅・建築物に対する給油● 農業、宿泊施設等の産業に対する給油● 学校、病院、社会福祉施設に対する給油● 寒冷地における灯油の配送
重油	<ul style="list-style-type: none">● 工場、農業施設、船舶、宿泊施設等の産業に対する給油・配送



重機の給油



灯油配送

【再掲】 災害時のSSネットワークの役割

- 燃料は、可搬性、備蓄性や機動性があるため、レジリエンスの観点から有用であり、SSは災害時には燃料供給の「最後の砦」としての役割を果たす。
- 災害時には、被災地復旧のための緊急車両や道路啓開等の作業車、電源車等に対する給油に加え、医療機関や福祉施設、避難所等の重要施設の自家発電用の燃料や暖房用の灯油等の供給が必要不可欠となり、燃料供給の遅滞は、被災地の方々の生命にも関わる問題となる。

油種	役割
ガソリン	<ul style="list-style-type: none">● 住民（自家用車、バイク等）に対する給油● 緊急車両（警察車両、救急車等）に対する給油
軽油	<ul style="list-style-type: none">● 停電時、非常用発電設備を保有する重要施設（避難所や病院）への配送● 緊急車両（救急車、消防車等）に対する給油● 道路啓開などに必要な車両（トラック、除雪車等）に対する給油● 自衛隊車両や物資配送に必要な物流トラック等に対する給油● 早期復旧に当たる車両（通信工事会社、電力会社、放送用車両、警備会社等）に対する給油
灯油	<ul style="list-style-type: none">● 避難所（給湯・暖房用）への配送
重油	<ul style="list-style-type: none">● 停電時、非常用発電設備を保有する重要施設（避難所や病院）への配送



警察車両へ給油



銭湯にA重油を供給

新たな地域燃料流通に関する研究会（第1回）の議論②

（2）SS過疎地支援の拡充・重点化

- これまで、SS過疎地ハンドブックを策定し、自治体による燃料供給計画の策定や、それに基づく設備投資支援を行ってきた。自治体が、地域の燃料供給体制に関心を高め、SS消滅のリスクであることに**危機感を持ち、関与を強めるための仕組み・体制をどのように構築するか。**
- これまでSSネットワークへの直接的な支援として、補助金による設備投資支援を行い、「SS過疎地」に対しては高い補助率など優遇してきた。重点的に維持すべきSSに対しては、**支援メニューをどのように拡充・重点化していくべきか。**
例) SS経営改善のための多角化支援、離島における流通コストへの支援
- 公的支援にあたっては、地域のエネルギー供給の最後の砦となるSSが、**従来型の経営改善のための多角化を越え、地域の限界的なエッセンシャルサービス事業を多重展開し、地域のくらし・産業を支える中核的な担い手になりうる潜在力をどのように評価すべきか。**
- その際に、ガソリンスタンドが、**比較的安定した運営・長い営業時間・地域で高い認知度などのメリットを生かしながら、どのように、地域のエッセンシャルサービスを含め、事業の多角化を図っていくべきか。**
- SSの生産性向上や、人手不足問題に対応するための**規制緩和、新技術実装の余地はあるか。**

（重点SSへの支援の考え方）

- SSが、エネルギー、モビリティ、そして生活食品など、何の拠点にするかについて、**運営者側としては、収支、運営者・後継者、それから資格・法律をクリアしないと、総合的な機能が果たせない。**
- 1つの事業者だけでは難しいなら**事業者同士の連携や行政からの支援を受けながらの運営を検討していく必要があるし、**もしも人が足りないなら、**定期的に資格を持った人を派遣してもらい、サービスを維持していく**というようなことも考えられる。
- 拠点となるガソリンスタンドの廃業等で燃料を運んでもらえなくなった場合、住民が、どうやって生きていくのかも考えなければならない。そういったエリアでは、**他の儲かる事業で補填したり、国から補填したりすることも、必要**ではないか。
- 当社は、都市型とは別に、過疎地モデルの多角化も検討中。エッセンシャル事業者や郵便局、輸送業者との協業により、運営コストを削減することによって、燃料油の販売数量・販売粗利が少なくても事業継続しうる形を模索している。**コスト削減してもまだ事業として、成り立ち得ないエリアでは、さらなる規制緩和も期待。**

新たな地域燃料流通に関する研究会（第1回）の議論③

（地域のエッセンシャルサービスの維持を担う拠点）

- 防災のために必要なSSと、エッセンシャルサービスの維持を担うSSは分けて考えたほうがよいではないか。
- エッセンシャルサービスごとに強み弱みがを生かして、地域の最適解として残していくことが大切。SSの強みは、営業時間の長さ
と、常に人がいることなので、SSがその強みを生かして、エッセンシャルサービスを提供する拠点になるという考えもあるのでは
ないか。
- 過疎地では、車も運転できないような高齢者を支え、見守るエッセンシャルサービスが必要ではないか。SSと同様に、郵便局
でも、拠点としての機能を活用しつつ、エッセンシャルサービスを担う事業者との連携を強くしながら、住民のために撤退せず、どう
やって維持していくかを模索している。
- 防災のために必要なSSと、エッセンシャルサービスの維持を担うSSは分けて考えたほうがよいではないか。

（災害対応SSとの整理）

- 過疎地にあるSSのうち、どれくらいが災害時対応SSがあるのか把握すべき。
- SS過疎地を重点化するとしたら、日本では比較的防災の観点は理解が得やすいのではないか。
- また、ガソリンスタンドという場所を残すのか、それとも、いざとなったら、プッシュ型で人やローリーを派遣して、臨時の給油所を作っ
てしまうという準備を国レベルでした方がよいか、そうしたバックアップの考え方も合わせて、災害時対応として整理が必要。

→ 災害対応については、次回第3回で議論予定。

【再掲】予算措置におけるSS過疎地に対するメリット付け

SS事業者向け

◆ SSネットワーク維持・強化支援事業<令和6年度補正予算121億円の内数>

- 燃料貯蔵タンク等の大型化事業
中小企業2/3 (3,000万円) → **SS過疎地**の中小企業**3/4** (上限**3,375万円**)
- ペーパー回収設備
中小企業2/3 (上限600万円) → **SS過疎地**の中小企業**3/4** (上限**675万円**)
- POSシステム整備事業
中小企業2/3 (300万円) → **SS過疎地**の中小企業**3/4** (上限**337万円**)

◆ 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業<令和7年度当初予算6.7億円>

- 地下タンクの入換・大型化支援
中小企業2/3 (上限1,333万円) → **過疎地**※の中小企業**3/4** (上限**1,500万円**)

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「**過疎法**」という)に**基づく地域**であって、過疎地域持続的発展市町村計画に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域又は、SS過疎地等の市町村であって、市町村が策定する総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域

◆ 離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業<令和7年度当初予算44億円の内数>

- 地下タンクの効率化等支援 2/3 (上限2,000万円) → **過疎地**※ **3/4** (上限**2,250万円**)
- 簡易計量機設置工事 2/3 (上限1,333万円) → **過疎地**※ **3/4** (上限**1,500万円**)
- ※過疎法に基づく過疎地域に該当する市町村又は**SS過疎地等の市町村**。過疎地域持続的発展市町村計画に「石油製品の安定供給の維持・確保」又は市町村が策定する総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置付けられた地域である場合は**3/4**

自治体向け

◆ 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業(うち自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業)<2.3億円>

- 燃料供給に関する計画策定事業 3/4 (上限1,000万円)
- 燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業

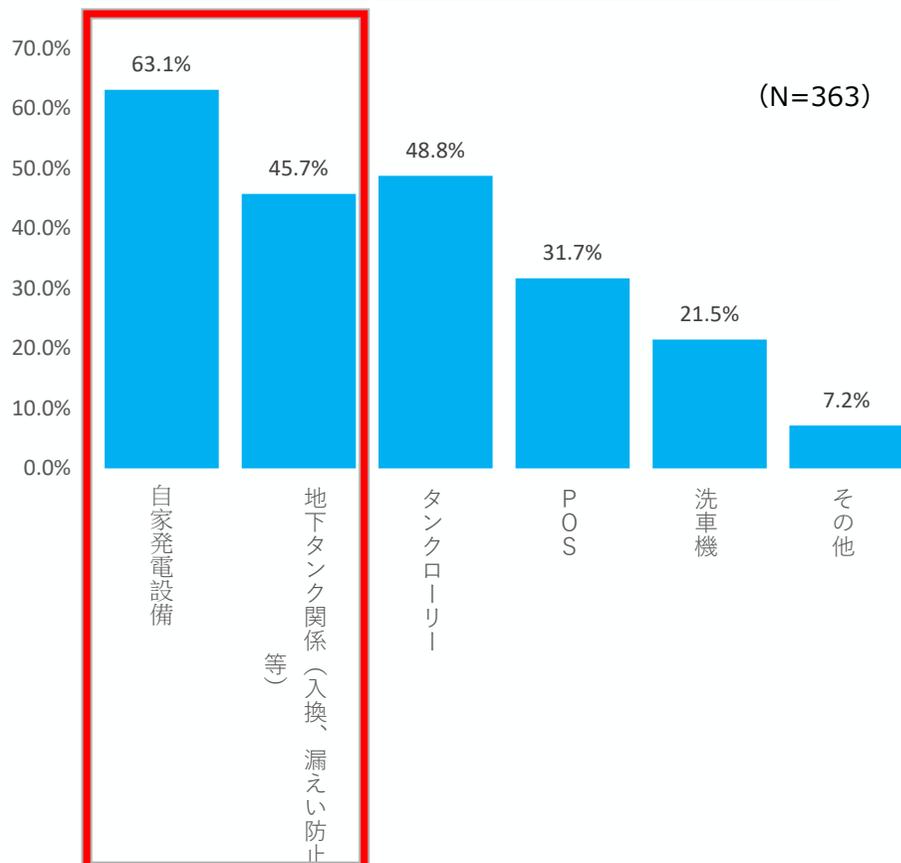
SS過疎地等であって**過疎地域**:自治体**3/4** (上限**7,500万円**)、中小企業**3/4** (上限**7,500万円**)

SS過疎地等であって**非過疎地域**:自治体**1/2** (上限**5,000万円**)、中小企業:**3/4** (上限**7,500万円**)

SS過疎地における支援の実績やニーズ

- 巨額の費用を要する一方で、安全規制対応であり直接の収益につながらない、地下タンクの入換、漏えい防止等の設備投資が、SS過疎地のSS経営にとって負担となっているとの指摘がある。

SS過疎地のSSが活用した支援の内容



設備整備の主な事業

過疎地等における石油製品の流通体制整備事業

- **地下埋設物等の撤去工事**：中小企業 2 / 3 (1,000万円)
- **漏えい防止工事**：中小企業 2 / 3 (1,000万円)
- **地下タンク効率化等工事**：中小企業・過疎地域 3 / 4 (3,000万円)
- 簡易計量機設置工事：中小企業・過疎地域 3 / 4 (2,000万円)

(注) 各事業・工事における最大の補助率と補助対象経費を記載。事業・工事、地域要件等により補助率と補助対象経費がより異なる。

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備補助事業

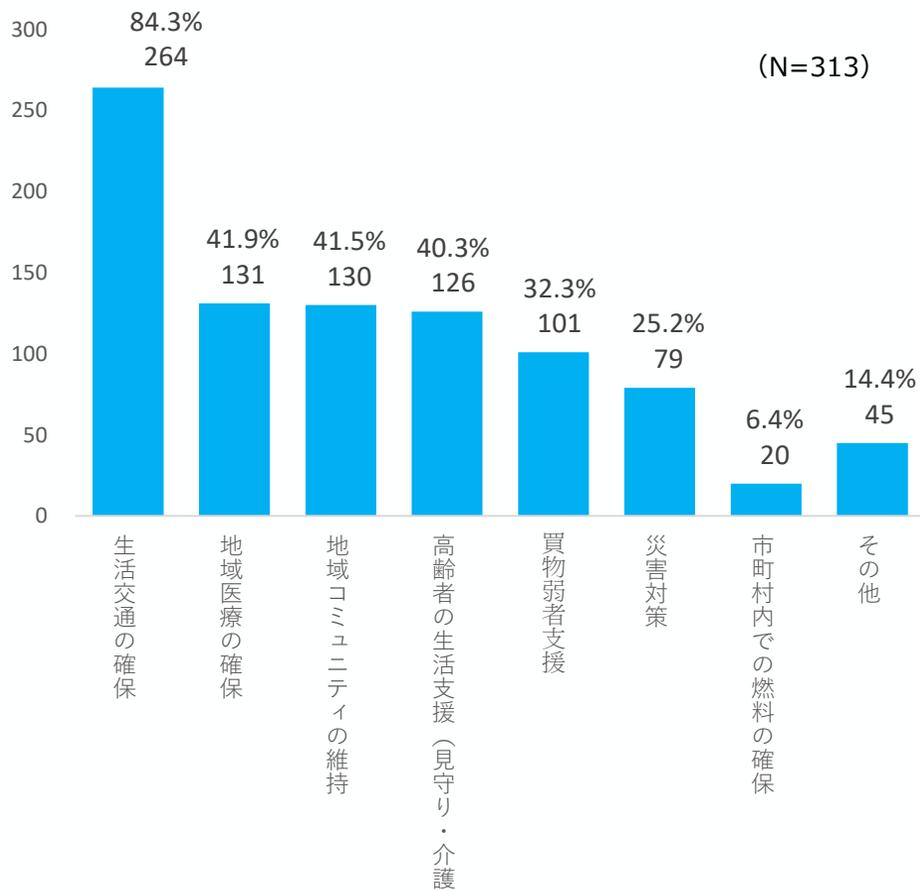
- **地下埋設物等の入換等工事**：中小企業 2 / 3 (1,000万円)
- **ペーパー回収設備整備事業**：1 / 2 (125万円) ※
※1台あたり補助対象経費125万円で2台が上限
- **自家発電設備の入換事業**：10 / 10 (250万円)

(注) 各事業・工事における最大の補助率と補助対象経費を記載。事業・工事、地域要件等により補助率と補助対象経費がより異なる。

エッセンシャルサービスの担い手としての可能性

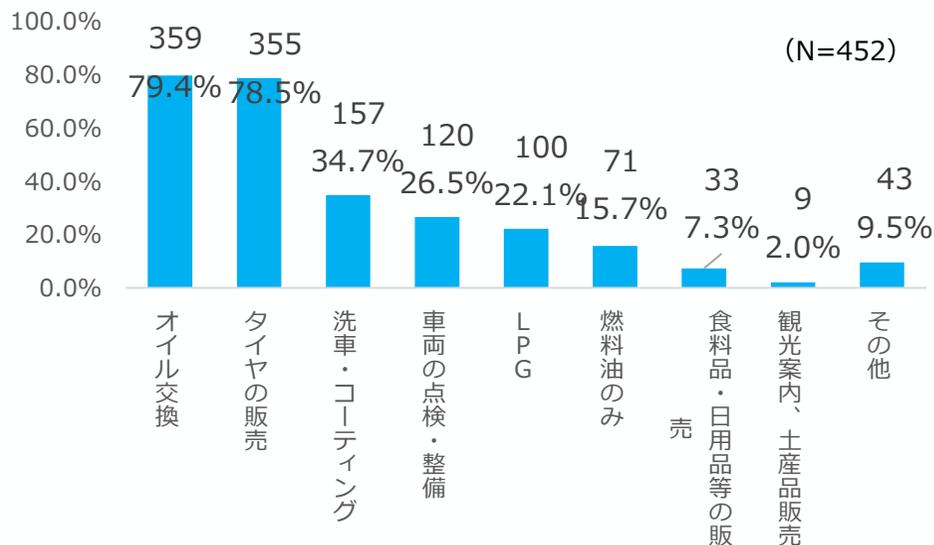
- 地域の抱える課題として、生活交通の確保が一番多く、次いで地域医療の確保、地域コミュニティの維持、買物弱者支援となっている。
- **SS**の中には、特に過疎エリアにおいて、既に高齢者への見守りや食料品・日用品等の販売など**地域のニーズに合致した事業の多角化に乗り出している**例もある。

地域の抱える課題と解決すべき課題



燃料販売以外の事業

●SSが燃料販売以外で実施している事業



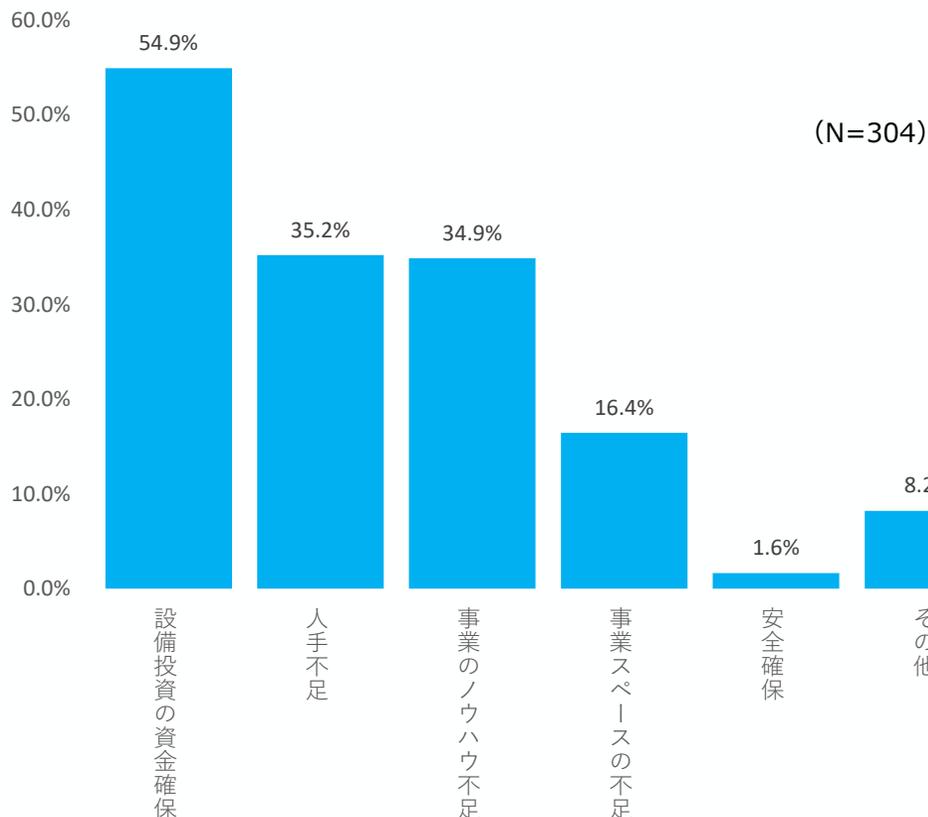
●SSが燃料の配送販売と併せて行っている事業



エッセンシャルサービスの多角化に向けた課題

- SS事業者が多角化を行うにあたって課題となっているのは、設備投資の資金確保が一番高く、次いで、人手不足（従業員・有資格者の確保、従業員の高齢化）、ノウハウ不足、スペースの確保となっている。
- 設備投資の資金だけでなく、人手不足も大きな課題となっており、AI給油などの新技術の利用のほか、共同事業化等を通じた対策が必要。

SSが新たな事業を行うときの課題



SS事業者からの主な意見

- 今後セルフ改造した際に、AI技術を使って安全確認をし、給油許可を出せば人員不足の解消の一助になる。
- タンク検査のコストや計量法に関わる検査のコスト、安全対策のコスト、効率化に伴う投資の必要性に対する負担、利益確保がままならない業界にとって様々な規制に伴うコストの負担が増えるばかりで経営を圧迫している地域のインフラを支えているという視点からも保安規制の緩和もしくはそれらに伴う支援の強化を図って頂きたい。
- セルフ給油監視業務のAI化又は監視センター等の集約化。
- SSの価値向上に取り組もうと思って、ワンストップサービスをやってみたが、地方では整備士がおらず、うまくいかなかった。
- 漁業や農業しかり、産業がしっかりしているところでなければ承継は難しい。

【再掲】 新たな燃料供給体制構築に向けた実証

- SS過疎地問題に対応するためには、人材・設備に係る問題へ対応することで、必要な燃料供給インフラを確保していく必要がある。
- そのため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術を活用した省人化、業務効率化、コストダウン等を目的とした実証事業を行っている。
- 2021年3月には、消防庁により、自治体による計画の策定等を前提として、実証実験を行った移動式給油設備、コンテナ式給油設備について規制緩和がなされ、過疎地域等の一定の要件を満たせば、導入することが可能となった。
- 2022年度までに実施したAIによる給油許可システムの実用化に向けた技術実証を進めた結果、令和7年度より、消防庁において省令改正し、一定の条件下での利用が解禁予定。

規制緩和



過疎地での移動式給油設備(どこでもスタンド)を活用した新たな燃料供給体制の実証実験(浜松市他)

規制緩和



過疎地でのコンテナ式給油所(地上タンク)の活用に向けた実証実験(コモタ株式会社)

新技術の活用



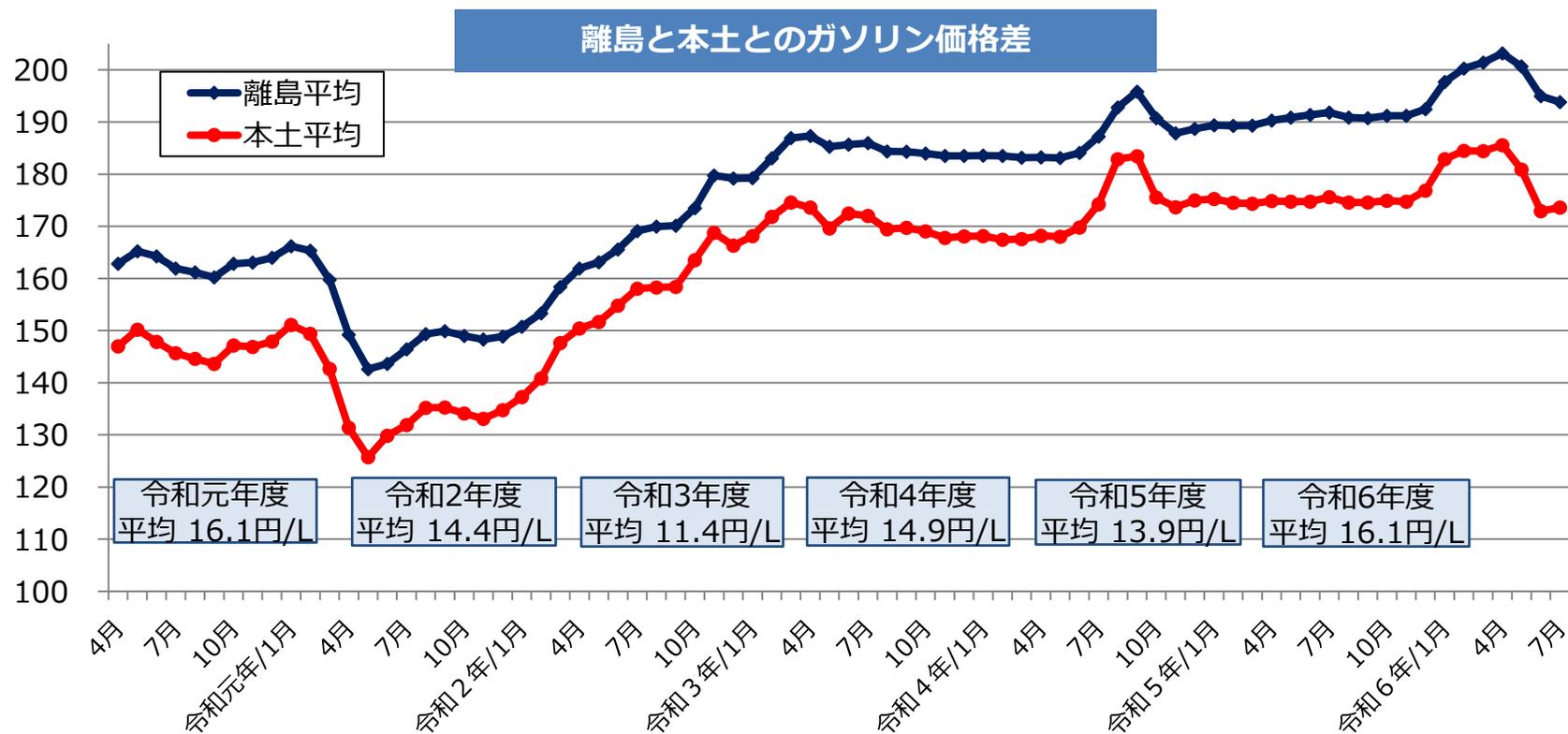
過疎化等の課題克服に向けたAI・画像認識技術を活用したセルフSSでの給油許可監視システムの開発・実証実験(コスモ石油マーケティング株式会社他)

【再掲】 離島の燃料流通コストの課題

- 離島では、海上輸送費など本土と比べて追加的な流通コストが生じるため、ガソリン小売価格が割高になっている。
- これを離島のSS事業者の経営努力で吸収することは難しく、離島特有の流通コストを対象として定額補助を実施。仮に政府の支援がなければ離島のガソリン価格はさらに割高となる。

※離島の電気は、小売電気事業者ではなく一般送配電事業者が供給する形になっており、当該費用負担はユニバーサルコストの概念で託送料金として全国の利用者が負担。

※離島のガソリンは、国内144島の594SS事業者（令和6年度）を通じ、継続的に流通コストの低減策を実施。



【再掲】離島のガソリン流通コスト対策事業費

令和7年度当初予算額 29.5億円（29.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。
- このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。

成果目標

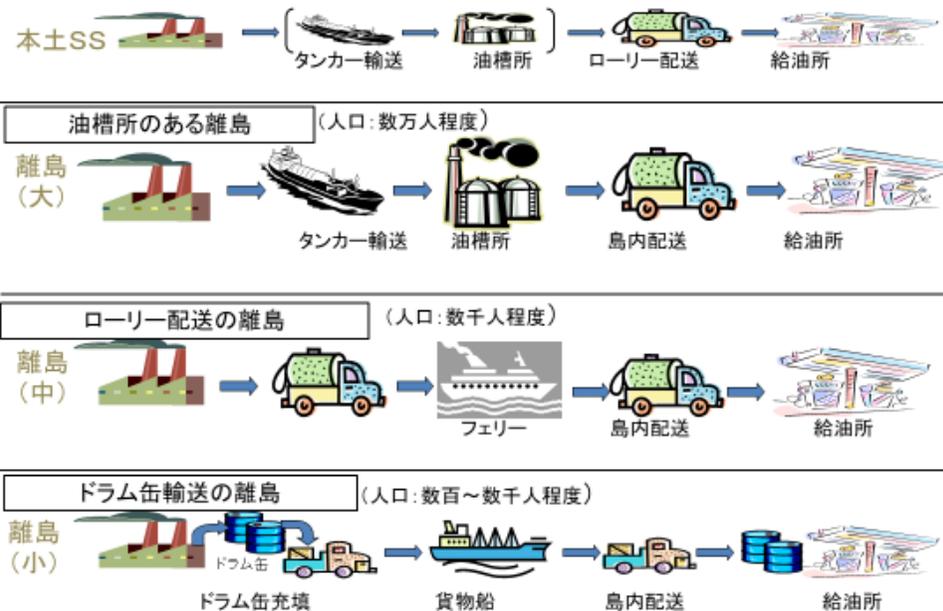
- 離島のガソリンの流通コストに着目した補助を通じ、離島のガソリン小売価格を実質的に下げることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

離島のガソリンの流通形態のイメージ



・ 離島の油槽所



・ 離島へ配送に向かうローリー



・ 離島配送用のドラム缶

本日の発表

- 重点維持SSに対する更なる支援の在り方を検討するに当たり、これまでの民間企業や業界団体、他分野の取組状況に関する分析が重要。
- 更に踏み込んだ議論のため、これまでの過疎地における多角化や新技術の導入、事業承継等の取組について、民間の先進的な事例や業界団体の取組・提言を紹介いただくとともに、人口減少下における新たな潮流としての地域生活維持に関する政策の動向について担当部局からご説明する。

- ◆ 全石連：災害時の円滑な燃料供給に向けた課題
- ◆ ENEOS：過疎地における多角化や、AI給油許可システムなどの取組について
- ◆ JA全農：JAグループにおけるSS過疎地の現状と対応について
- ◆ 経済産業政策局：産業構造審議会 地域経済産業分科会 地域生活維持政策小委員会

中間報告概要

本日御議論いただきたいこと①

(1) S S 過疎地の重点化のあり方

- 現行の「自治体内のSS数」や「道路距離15km」に基づく S S 過疎地の中で、重点的に維持に取り組みべき S S を選定する場合に、どのような基準・プロセスで選定すべきか。

(国が統一的に判断する外形的な基準)

- エネルギーインフラやエッセンシャルサービスとしての住民の利便性を過度に損なわない観点から、自治体にとっての S S 過疎の深刻度や S S の不可欠度を測る指標として、S S がカバーするエリアの 15 km 圏外の人口や面積、道路延長といった基準をどう考慮するか。

(地域ごとに判断する基準)

- 他方で、地域内の燃料供給の必要性は、人口や面積、道路延長などの外形的な要素だけでは考慮できず、自治体にとっての S S 過疎の深刻度や S S の不可欠度を測る地域特性として、住民・地場産業の自動車への給油のほか、住民への灯油配送、地場産業の供給、災害時の域内の緊急車両、医療・社会福祉施設、避難所等への供給といった要素をどのように考慮するか。

(選定プロセス)

- 過疎自治体は、財政的・人的リソースが限られることから、国が外形的な基準を設定し、支援を重点化する S S (重点維持 S S (仮称)) の大まかな候補を示し、自治体への働きかけを強化していくことが必要ではないか。
- その上で、自治体の一定の関与の下、当該 S S の運営事業者・経営者の意向にも留意しながら、国と自治体・地域が連携して、S S 維持のあり方や支援策を検討することが重要ではないか。
- 他方で、国が示す重点維持 S S の候補ではない S S についても、地域の特性を踏まえ、自治体が特に必要であると考える S Sについては、過疎相談窓口を通じ、重点維持 S S の候補を推薦する仕組みを設けてはどうか。

本日御議論いただきたいこと②

(2) S S 過疎地や重点維持 S S に対する支援のあり方

(S S 過疎地支援の内容)

- S S 過疎地や重点維持 S S に対し、S S 過疎地の深刻度や S S の不可欠度を踏まえて、どのような支援を展開していくべきか。

(例) 地下タンク等への設備整備支援、地域のエッセンシャルサービス等の多角化
技術導入・規制緩和による事業合理化、運営経費への直接支援

(地域のエッセンシャルサービスの担い手としての多角化)

- 比較的安定した運営・長い営業時間・地域で高い認知度などのメリットを生かしながら、過疎地において地域のエッセンシャルサービスを含め、事業の多角化をどのように支援していくべきか。
- 先進的な事例を参考にしつつ、S S 過疎地の実態に即した多角化を進める有効な取組は何か。

(事業の業務効率化・省人化に向けた支援)

- S S の生産性向上や人手不足問題等に対応するために、どのような規制緩和、新技術実装があげられるか。

(持続的な運営や住民の利便性の確保に向けた資金面の支援の在り方)

- 加えて、持続的な運営を確保する観点から、過疎地 S S の「運営経費」や、公平な住民サービスの観点からの「都市部との価格差」などについて、どのように考えるのか。
- こうした考えを踏まえて、各地域によって異なる燃料供給の課題や実態などを含め検討を深め、令和 9 年度の予算要求に反映してはどうか。

目次

第1章 足元の政策動向

第2章 S S 過疎地の重点化と支援の強化について

第3章 官公需の取組に関する方向性について

災害マニュアルにおける重要施設への災害時の燃料供給フロー図

- 災害時にエネルギー系統インフラが途絶した場合、以下のような複層的な対応により、**災害時における重要施設の燃料供給の冗長性を確保**している。
 - ①重要施設の管理者は、**平時の取引業者や都道府県石油組合への要請など自力での燃料調達**を検討。
 - ②困難な場合は、**重要施設の管理者から都道府県に要請**し、都道府県石油組合を通じ、**地域レベルでの燃料供給**を検討。
 - ③それでも困難な場合は、**都道府県から国に要請**し、**国レベルで燃料供給**を実施

①自力での燃料調達

- ✓ 電気・ガス等の系統エネルギーの供給が途絶した場合、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁庁舎等の重要施設においては、非常用発電機等を稼働させるための燃料確保が必要。
- ✓ 重要施設管理者は、それぞれ**平時の取引業者に連絡**をし、燃料調達を実施。

②地域レベルでの燃料供給

- ✓ 自力での調達が困難な場合、各重要施設管理者は、都道府県に対して燃料供給を要請。
- ✓ 都道府県は、これらの要請を取りまとめ、都道府県石油商業組合との災害時協定等を活用し、小口燃料配送拠点等による**域内での燃料配送又は営業中のSSの紹介を実施**。

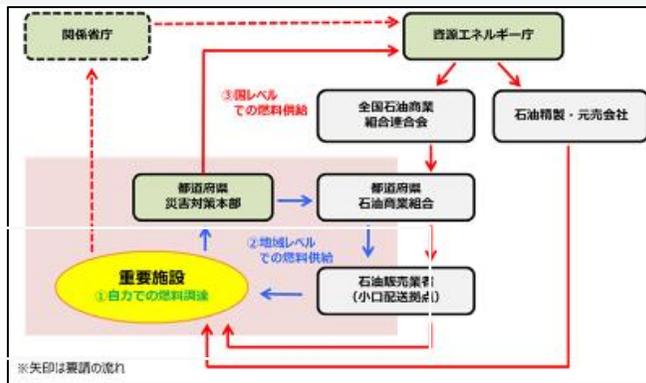
③国レベルでの燃料供給

- ✓ 地域レベルでの燃料供給が困難な場合、都道府県は、**資源エネルギー庁／政府災害対策本部**（※）に対して**燃料供給を要請**。
- ✓ 資源エネルギー庁／政府災害対策本部は、都道府県等からの要請を受けて、石油業界関係者等を経て燃料供給を実施。

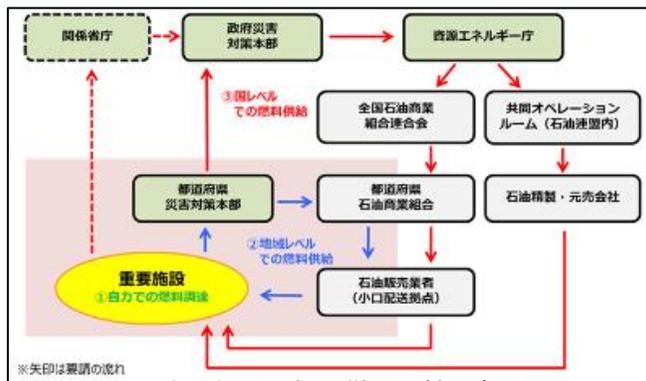
※ 要請先は、原則資源エネルギー庁。ただし、石油備蓄法に基づく経済産業大臣の勧告により「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府災害対策本部。

■留意事項

- ✓ ①～③により燃料供給が行われる場合であっても、**道路網の復旧状況や輸送手段の確保状況等により、配送に時間を要する等の可能性がある**。
- ✓ 燃料が届くまでの間、各重要施設や自ら備蓄しておいた燃料（**自衛的備蓄**）を活用し、業務継続を行う必要がある（**備蓄は4日程度を推奨**）。



重要施設に対する燃料供給の流れ①



重要施設に対する燃料供給の流れ②
（「災害時石油供給連携計画」発動時）

災害時における自力での燃料調達体制の強化に向けて

- 停電時、災害拠点病院などの重要施設においては、非常用発電機稼働させるための燃料（軽油・重油等）の確保が必要となる。
 - 重要施設の管理者は、まず、平時の燃料供給事業者に依頼する運用であるが、平時の調達を一般競争入札（価格競争）により、域外の事業者を採択した場合などには、災害時に対応できないケースが生じる。
 - その場合、重要施設の管理者は、災害マニュアルに沿って、都道府県に対して要請し、防災協定等に基づき、県から要請を受けた石油組合は、組合員である地域内の小口燃料配送拠点SS等から配送することになる。他方、依頼されたSSや石油組合は、平時の取引がないため、タンクの容量や口径、配送ルートなどが分からず、燃料供給の支障をきたす事例が多数発生している。
- ➡ 災害発生時に円滑な燃料供給を行うためには、燃料供給事業者等と災害時に備えて災害協定を締結するのみならず、平時と災害時の燃料調達を一体的に契約しておくことが重要。

▶ 燃料タンクの給油口



写真：広島県提供

▶ 円滑な燃料供給が出来た事例 岩手県大船渡市で発生した山林火災 (2025年2月)

- ・ 山林火災により、市の面積の9%にあたる約2,900haが焼失、200棟以上の建物が被害を受けた。
- ・ 岩手県石油組合・大船渡支部は、市・消防からの要請で発生当初から消防車両および避難所への円滑な燃料供給に努めた。
- ・ 平時からの官公需契約によって、避難所となった学校等へは、普段から納入している組合員が配送するなど、速やかに役割分担ができたことで確認作業や調整が最小限で済み、燃料供給体制がスムーズに構築できた。



写真：全石連提供

中小企業者に関する国等の契約の基本方針（官公需方針）における対応

- 令和5年に、官公需方針において、中小石油販売業者への配慮（防災協定を締結している場合の石油組合との随意契約や、一般競争入札の地域要件設定ができること）を明記し、その内容についての解釈を公表。
- 令和7年4月に、経済産業大臣から、各都道府県知事宛に対し、官公需方針の内容に準じた措置を行うよう要請するとともに、7月・8月に地域毎に関係省庁・自治体・国関係機関の調達担当者向けに開催される「官公需確保対策地方推進協議会」において、官公需方針の内容について周知。

令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日 閣議決定）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

（7）中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、（中略）当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

(参考) 官公需における中小石油販売業者に対する配慮について (令和5年4月)

(7) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2(2)①に掲げる分離・分割発注を行うこと。

【解説】

- 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合とその協定に参加している中小石油販売業者(組合員企業)の受注機会の増大に努めることにより、地域の燃料供給拠点を維持していくことがねらいである。
- 平時の燃料調達を行う際には、まず、地域の燃料供給拠点の維持のために、石油組合との契約が必要か否かを検討すること、検討した結果、必要である場合には、随意契約を行うのか否かの判断をしてほしい、ということ(=②に留意すること)を意図したもの。
- 随意契約を行わない場合、一般競争により調達することが考えられるが、適切な地域要件の設定を行うこと(=①の取組)を求めるもの。

- 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合とその協定に参加している中小石油販売業者(組合員企業)の受注機会の増大に努めるため、「管内に燃料供給拠点を有すること」といった適切な地域要件を設定することを求めるもの。

- 以下に該当する場合には、「費用対効果において優れたものとする等」の十分な検討を経て、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との間で随意契約を行うことができることを記載したもの。
 - ・ 災害時の燃料供給協定を石油組合と締結していること
 - ・ 当該石油組合を活用することで円滑な燃料調達ができること
 - ・ 管内の燃料供給拠点の維持のため、当該石油組合と契約する必要があること
- 「費用対効果において優れたものとする等」の十分な検討においては、目先の契約での便益に限定することなく、中長期的な視点で評価して差し支えない。つまり、随意契約で当該石油組合と契約することにより管内の燃料供給拠点が維持され、災害時に円滑に燃料調達できることが、一般競争により調達することにより生じる価格優位性と比較して便益が大きいと考えられる場合には、費用対効果において優れたものであるといえる。
- なお、上記に該当し、随意契約を行う場合の根拠規定は、国等の場合は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第18号(組合の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買入れるとき)、地方公共団体の場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)となる。

- 以下に該当する場合には、「費用対効果において優れたものとする等」の十分な検討を経て、可能な限り、分離・分割発注を行うことを求めるもの。
 - ・ 災害時の燃料供給協定を石油組合と締結していること
 - ・ 当該石油組合と協定に参加している中小石油販売業者(組合員企業)を活用することで円滑な燃料調達ができること

- 分離・分割発注の方法としては、例えば、以下の方法が考えられる。
 - ・ ガソリン、軽油、重油などの商品等を種類ごとに分離すること
 - ・ 契約期間を四半期ごとというように一定期間ごとに分割すること

官公需における取組の現状について

- 業界団体である全国石油商業組合連合会による自治体向けのアンケート調査（令和7年8月実施）によると、以下のような課題が指摘されている。
 - ① **自治体への燃料供給について、随意契約**（随意契約できるのは石油組合に限られる）**が十分に浸透していない、**
 - ②自治体が行う燃料供給についての競争入札においては、価格のみが考慮されるため、**災害時の燃料供給の担い手が否かが考慮されない。**（災害時に燃料供給できない地域外の事業者が落札しうる）
- 中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保に向け、官公需における価格転嫁対策の観点でも、燃料小売業において、**官公需における石油組合との随意契約を積極的に活用**するとともに、**業界団体と連携した標準単価の検討**していくことが求められている。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（2025年6月13日閣議決定）

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

（1）官公需における価格転嫁策の強化

④ 的確な発注のための具体的な取組

燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、**当該石油組合との随意契約が可能**であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、**自治体にも積極的な活用を促す。**

第5回「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」橘副長官指示（2025年6月30日）

各業所管省庁においては、低入札価格調査制度や最低制限価格制度が適切に導入・運用されるよう、財務省・総務省とも連携の上、両制度における設定基準について具体的な検討を早急に進めてください。特に、警備業、ビルメンテナンス業、印刷業、**燃料小売業については、官公需における課題が指摘されていることも踏まえ、業界団体と連携をし、適切な予定価格の設定のための標準単価の検討**もよろしくお願いいたします。

燃料調達の官公需に関する取組の方向性について

【都道府県の石油組合との平時と災害時の一体的な随意契約の推進】

- 自治体が定める重要施設*のうち、重要度が高い施設や災害時の燃料需要量が多い施設、面的な対応が求められる複数施設等への燃料供給契約については、災害時の供給をより確実なものとするため、災害時の所在する都道府県の石油組合と防災協定を締結（要件）した上で随意契約を行うことを促すことで、平時と災害時の一体的な供給契約を進めてはどうか。
- 経済産業省も、自ら率先して、来年度以降、本省・公用車向けの燃料調達契約について、防災協定を締結した上で、石油組合との随意契約にすることを積極的に検討してはどうか。さらに、その内容を公表することで、自治体による発意を促してはどうか。

【例】石油組合との防災協定の記載イメージ

- ✓ 災害時において、発注者から契約対象の燃料の供給要請があった場合には、〇〇県石油組合は、多くの組合員の従業員の被災及び設備の損壊、元売等からの配送遅延等やむを得ない場合を除き、組合員を通じて、他に優先して燃料の供給を行うものとする。

【一般競争入札契約における燃料供給に関する記載】

- 自治体が定める重要施設*であって、上記の石油組合との随意契約に依らない場合には、個別SS事業者との一般競争入札による燃料調達を行う際に、災害時の円滑な供給を確保する観点から、価格のみで決定するのではなく、災害時の燃料供給の要件も課した上で的一般競争入札に付すことで、平時と災害時の一体的な供給契約を進めてはどうか。

【例】一般競争入札における契約書・仕様書等の記載イメージ

- ✓ 災害時において、発注者から契約対象の燃料の供給要請があった場合には、受注者は、従業員の確保及び設備の損壊、元売等からの配送遅延等やむを得ない場合を除き、可能な限り協力するものとする。

※例えば、防災協定に基づいて優先供給が求められる施設等

都道府県が定める重要施設の例

群馬県

(群馬県石油商業組合との防災協定に規定された重要施設)

- 一 県内に設置された避難所
- 二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等
- 三 災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両
- 四 医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの
- 五 災害等対策業務を行う行政機関
- 六 その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するもの

出典：群馬県HP（災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書）

茨城県

(「燃料供給に係る重要施設一覧」の抜粋)

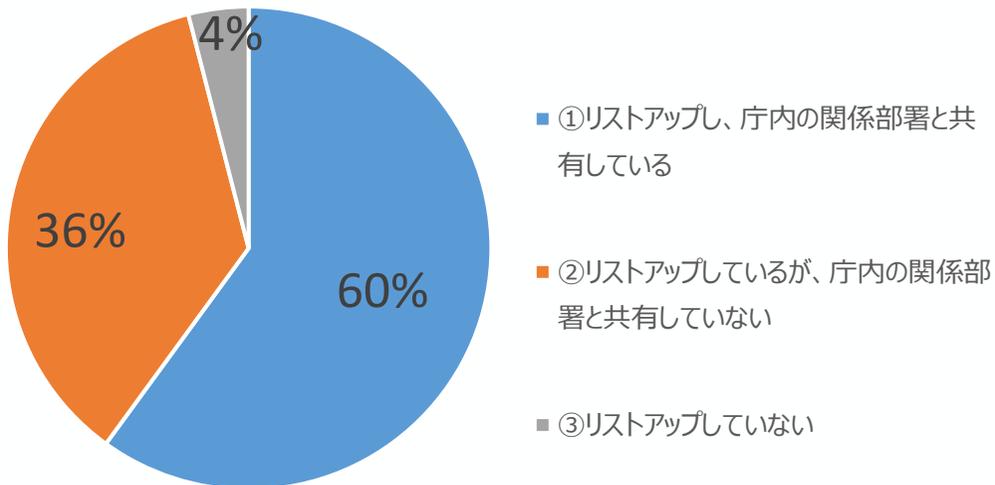
	区分	石油運盟 覚書対象	施設No.	施設属性	施設名
1	①災害拠点病院等	○	008-10101	病院	水戸済生会総合病院
2	①災害拠点病院等	○	008-10102	病院	水府病院
3	①災害拠点病院等	○	008-10103	病院	水戸中央病院
4	①災害拠点病院等	○	008-10104	病院	県立こども病院
5	①災害拠点病院等		008-10105	病院	水戸赤十字病院
6	①災害拠点病院等		008-10106	その他	茨城県赤十字血液センター
7	①災害拠点病院等		008-10108	病院	大場内科クリニック
8	①災害拠点病院等	○	008-10109	病院	総合病院水戸協同病院
9	①災害拠点病院等		008-10110	病院	愛正会記念茨城福祉医療センター
47	②ライフライン施設	○	008-20101	公益事業	NTT赤塚電話交換センター
48	②ライフライン施設	○	008-20102	公益事業	NTT千波電話交換センター
49	②ライフライン施設		008-20103	公益事業	茨城放送下国井送信所
50	②ライフライン施設		008-20104	公益事業	株式会社NTTドコモ 水戸ビル
51	②ライフライン施設		008-20105	官公庁	茨城県流域下水道事務所 十万原ポンプ場
52	②ライフライン施設	○	008-20201	官公庁	日立市池の川処理場
53	②ライフライン施設	○	008-20202	官公庁	日立市清掃センター
54	②ライフライン施設		008-20203	官公庁	日立市河原中継ポンプ場
55	②ライフライン施設	○	008-20204	その他	日立・高萩広域下水道伊師浄化センター
56	②ライフライン施設	○	008-20205	官公庁	茨城県流域下水道事務所 日立ポンプ場
122	③庁舎等	○	008-30101	官公庁	茨城県庁本庁舎
123	③庁舎等	○	008-30102	その他	堀原運動公園
124	③庁舎等	○	008-30103	警察	茨城県警察本部庁舎
125	③庁舎等	○	008-30104	消防	水戸市消防本部北消防署
126	③庁舎等		008-30105	警察	茨城県警察機動隊
127	③庁舎等		008-30106	官公庁	茨城県水戸合同庁舎

出典：茨城県HP（燃料供給に係る重要施設一覧）

各都道府県における燃料供給に係る重要施設の指定状況

(令和7年11月 都道府県に対するアンケート調査より)

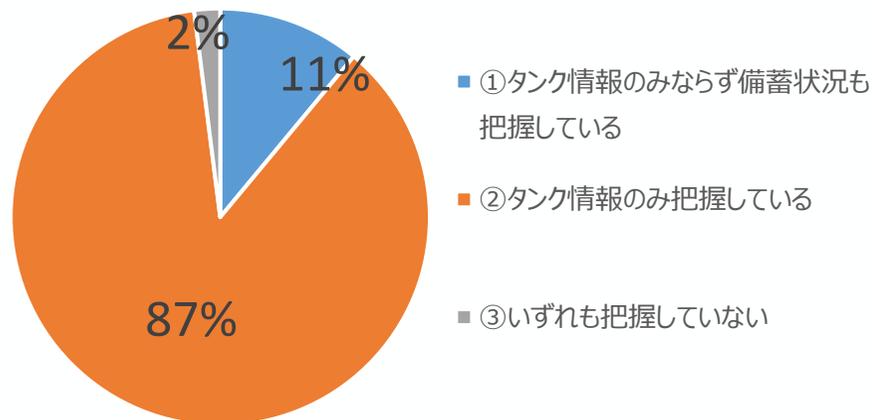
<重要施設の指定状況>



<重要施設に対する災害時の燃料供給について、防災協定や契約等によって確保されているか>



<重要施設に関して把握している情報>



燃料調達の官公需における標準単価について

【標準単価や契約単価のベースとなる指標】

- ガソリン等の石油製品は日常的に価格が変動することから、契約締結の単価や予定価格を設定する際には、固定した価格ではなく、実勢価格を示す指標を参照することで、発注者・受注者ともに価格変動リスクを公平に分担するのが望ましいのではないかと。
- 予定価格を設定するための標準価格や契約する単価で参照する指標については、速報性、公表頻度、サンプル数の多さ、認知度等を踏まえて、資源エネルギー庁の石油製品価格調査の価格（発注者が所在する都道府県の価格）を基準としてはどうか。
- その上で、契約単価については、受注者に起因しない油価・為替・政策等による価格変動を適切に反映するため、一定間隔（例：月次、2か月間隔）で更新することが望ましいのではないかと。
- また、災害時の単価については、災害時の燃料供給に要する経費も勘案して、別途協議することを求めているどうか。
- なお、同調査において離島の多い都道府県については、価格が高くなる傾向があるため、今後、石油製品価格調査の公表に当たって、離島を除く価格も公表するなどの取組を行ってはどうか。

【例】 契約書における「単価」に関する記載のイメージ

- ✓ ●●県の石油製品価格調査の●●価格の月間平均 ± a 円 ※一般競争入札の場合は「a」の値を競争
- ✓ 価格については、●カ月に一度、更新するものとする。また、急激な原油価格の変動などに伴い契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行う。
- ✓ 災害時の単価については、被害状況なども踏まえた供給に要する経費等も勘案して、両者協議により設定する。

標準単価に採用する指標の候補について

標準単価の候補	調査の概要（頻度、サンプル数等）	評価
<p>資源エネルギー庁の石油製品価格調査の価格 （給油所小売価格調査：ハイオク、レギュラー、灯油、軽油）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ <u>全国2,000ヶ所程度</u>のSSに対し、<u>毎週月曜日</u>に調査。・ 資源エネルギー庁のHP上で、<u>毎週水曜日</u>に、<u>47都道府県別の平均価格を公表</u>。都道府県別に<u>最低30SSを対象</u>。・ <u>ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、灯油、軽油</u>の店頭<u>の現金価格</u>（灯油は配達価格も含む）・ <u>電話での聞き取り</u>、FAX、インターネット等により調査	<ul style="list-style-type: none">・ ガソリン以外の<u>複数の油種を調査</u>。・ 毎週調査を実施しており、<u>速報性が高い</u>。・ 調査価格は、<u>現金価格で統一</u>されている。
<p>総務省統計局の小売物価統計調査の価格 （ガソリン・灯油の価格）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 全国の調査対象都市における<u>約450カ所のSSのガソリン販売、約250カ所のSSの灯油の消費者販売価格</u>を調査。・ <u>都道府県庁所在地、政令指定都市及び人口15万以上の市の81都市別の価格を毎月公表</u>・ 調査員が毎月担当する調査地区内の<u>調査店舗に訪問</u>し、代表者から商品の小売価格、サービス料金等を聞き取り	<ul style="list-style-type: none">・ <u>ガソリンと灯油の2油種</u>を調査。・ 毎月1回の調査であり、速報性が低い。・ 地区内の店舗を直接訪問し調査した消費者販売価格であり、<u>消費者の実感に近い</u>。・ 調査店舗数が少ない。

【参考】石油製品価格調査（給油所小売価格調査）の調査結果

石油製品価格調査の結果
 (令和7年12月17日(水)14時公表)

石油製品小売市況調査(都道府県別)
 令和7年12月17日 14:00公表

委託元:資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
 委託先:(一財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター

○12月15日(月)時点のガソリン等の店頭現金小売価格調査の結果は以下のとおり。

【調査結果】

(レギュラーガソリン)

159.7円/ℓ

・前週の163.7円と比べ4.0円/ℓの値下がり(6週連続の値下がり)

(軽油)

146.0円/ℓ

・前週の146.5円と比べ0.5円/ℓの値下がり(6週連続の値下がり)

(灯油)

122.3円/ℓ **2,201円/18ℓ**

・18ℓ価格は、前週の2,200円と比べ1円の値上がり(3週振りの値上がり)

【直近1ヶ月の動き】

		単位:円/ℓ							
		12月15日	前週比	12月8日	前週比	12月1日	前週比	11月25日	前週比
ガソリン	小売価格	159.7	▲ 4.0	163.7	▲ 1.1	164.8	▲ 4.0	168.8	▲ 1.0
	(消費税)	14.5	▲ 0.4	14.9	▲ 0.1	15.0	▲ 0.3	15.3	▲ 0.1
	(消費税抜)	145.2	▲ 3.6	148.8	▲ 1.0	149.8	▲ 3.7	153.5	▲ 0.9
軽油	小売価格	146.0	▲ 0.5	146.5	▲ 0.7	147.2	▲ 2.0	149.2	▲ 0.8
	(消費税)	10.4	0.0	10.4	▲ 0.1	10.5	▲ 0.1	10.6	▲ 0.1
	(消費税抜)	135.6	▲ 0.5	136.1	▲ 0.6	136.7	▲ 1.9	138.6	▲ 0.7
灯油店頭	小売価格	122.3	0.1	122.2	▲ 0.2	122.4	▲ 0.1	122.5	0.1
	(消費税)	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0
	(消費税抜)	111.2	0.1	111.1	▲ 0.2	111.3	▲ 0.1	111.4	0.1

※消費税は軽油引取税(32.1円/ℓ)を除いた価格に課せられます。また、灯油店頭は18ℓを割り戻したものです。

【ガソリン小売価格の都道府県別の動き】

値上がり	横ばい	値下がり
対象なし	対象なし	47都道府県

現金価格(消費税込み)

地域	揮発油店頭				軽油店頭(円/ℓ)		灯油			
	ハイオク(円/ℓ)		レギュラー(円/ℓ)				店頭(円/18ℓ)		配達(円/18ℓ)	
	12月08日	12月15日	12月08日	12月15日	12月08日	12月15日	12月08日	12月15日	12月08日	12月15日
北海道局	174.5	172.2	163.0	161.1	147.6	148.2	2,240	2,246	2,293	2,299
青森	171.9	168.2	160.6	156.9	144.1	143.3	2,126	2,127	2,212	2,217
岩手	170.4	166.1	159.6	155.5	142.0	141.1	2,106	2,112	2,247	2,247
宮城	169.2	164.2	158.2	153.1	141.6	140.8	2,106	2,100	2,295	2,280
秋田	174.2	172.4	163.2	161.4	149.0	148.9	2,115	2,116	2,219	2,222
山形	181.3	176.2	170.4	165.3	155.5	155.1	2,105	2,106	2,304	2,307
福島	174.1	170.4	162.8	159.2	145.7	144.8	2,170	2,156	2,366	2,347
東北局	173.3	169.3	162.2	158.2	146.0	145.3	2,120	2,118	2,269	2,267
茨城	170.9	167.5	159.6	156.1	141.2	141.2	2,130	2,130	2,305	2,303
栃木	174.7	170.4	163.3	159.0	145.6	145.4	2,202	2,208	2,374	2,382
群馬	171.8	167.7	160.7	156.4	144.1	144.0	2,168	2,166	2,372	2,377
埼玉	169.0	163.8	158.1	153.0	139.1	138.3	2,131	2,131	2,378	2,377
千葉	170.4	166.8	159.8	155.8	141.2	142.0	2,191	2,197	2,398	2,412
東京	174.2	169.2	168.5	164.1	151.5	150.3	2,374	2,361	2,708	2,701
神奈川	172.1	167.7	161.1	156.8	142.8	141.6	2,253	2,255	2,458	2,457
新潟	173.9	169.4	162.7	158.3	148.6	148.1	2,223	2,222	2,473	2,477
長野	181.7	176.2	170.5	164.9	154.7	153.7	2,162	2,160	2,372	2,380
山梨	174.1	170.6	162.3	158.6	144.0	143.5	2,146	2,140	2,318	2,320
静岡	175.5	171.2	164.4	160.1	145.6	145.6	2,263	2,268	2,489	2,492
関東局	173.3	169.0	162.9	158.6	145.4	145.0	2,211	2,210	2,425	2,426
愛知	168.5	164.6	157.2	153.3	139.6	138.7	2,224	2,224	2,450	2,440
岐阜	176.0	172.2	164.7	160.6	146.0	145.3	2,182	2,185	2,356	2,359
三重	174.7	170.4	163.6	159.3	148.0	147.4	2,186	2,190	2,382	2,391
富山	175.1	170.9	163.4	159.3	148.9	148.2	2,204	2,198	2,372	2,369
石川	173.1	168.2	162.8	157.8	143.8	143.7	2,094	2,104	2,350	2,357
中部局	172.9	168.8	161.8	157.6	144.7	144.1	2,184	2,185	2,381	2,381
福井	177.7	172.0	166.3	160.6	150.5	149.6	2,249	2,240	2,446	2,439
滋賀	173.1	168.8	162.1	157.7	148.2	147.8	2,192	2,175	2,342	2,348
京都	176.1	172.9	164.9	161.6	145.6	145.5	2,200	2,207	2,383	2,381
奈良	171.4	167.0	160.5	156.2	142.2	141.3	2,162	2,149	2,308	2,305
大阪	174.8	170.5	163.7	159.3	144.8	143.5	2,186	2,187	2,358	2,360
兵庫	170.0	166.1	158.9	154.9	141.5	141.3	2,120	2,129	2,400	2,411
和歌山	173.2	169.5	162.6	158.7	142.6	142.5	2,161	2,174	2,364	2,388
近畿局	173.9	169.6	162.8	158.5	145.0	144.4	2,181	2,181	2,376	2,381
鳥取	181.2	176.6	170.0	165.4	156.3	157.0	2,298	2,327	2,475	2,513
島根	178.3	173.6	166.7	162.3	152.1	152.4	2,259	2,265	2,424	2,429
岡山	173.7	168.5	162.7	157.5	144.8	144.3	2,183	2,176	2,377	2,379
広島	173.1	169.4	162.0	158.2	146.3	145.9	2,195	2,193	2,372	2,368

【参考】石油製品価格調査（給油所小売価格調査）の調査結果 （都道府県別 レギュラーガソリン 平均小売価格）

（単位：円/L 2025年12月15日調査）

1	北海道	161.1
2	青森	156.9
3	岩手	155.5
4	宮城	153.1
5	秋田	161.4
6	山形	165.3
7	福島	159.2
8	茨城	156.1
9	栃木	159.0
10	群馬	156.4
11	埼玉	153.0
12	千葉	155.8
13	東京	164.1
14	神奈川	156.8
15	新潟	158.3
16	長野	164.9
17	山梨	158.6

18	静岡	160.1
19	愛知	153.3
20	岐阜	160.6
21	三重	159.3
22	富山	159.3
23	石川	157.8
24	福井	160.6
25	滋賀	157.7
26	京都	161.6
27	奈良	156.2
28	大阪	159.3
29	兵庫	154.9
30	和歌山	158.7
31	鳥取	165.4
32	島根	162.3
33	岡山	157.5
34	広島	158.2

35	山口	156.9
36	徳島	155.7
37	香川	161.0
38	愛媛	162.3
39	高知	158.6
40	福岡	160.4
41	佐賀	161.0
42	長崎	168.4
43	熊本	161.6
44	大分	163.3
45	宮崎	166.7
46	鹿児島	171.1
47	沖縄	166.5

全国平均 159.7

予算決算及び会計令 第九十九条

第四節 随意契約（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。

（中略）

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（中略）

十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。

十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

十五 外国で契約をするとき。

十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。

十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。

十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

（中略）

二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

地方自治法施行令 第六十七條の二

(随意契約) 第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 (略)

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。